

掛川市公式キャラクター「茶のみやきんじろう」デザイン等使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、掛川市を全国に発信するキャラクター「茶のみやきんじろう」及びロゴマークのデザイン等（以下「デザイン等」という。）を適正かつ効果的に活用するため、デザイン等の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 販売を目的とする商品に使用することを目的としてデザイン等を使用しようとする者は、市長に対し、あらかじめ掛川市公式キャラクターデザイン等商品用使用承認申請書（様式第1号）に商品のデザイン等がわかる書面を添付して申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の目的以外のためにデザイン等を使用しようとする者は、市長に対し、あらかじめ掛川市公式キャラクターデザイン等一般使用承認申請書（様式第2号）にデザイン等を使用する印刷物の原稿等イメージがわかる書面を添付して申請し、市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 国又は地方公共団体及びこれに準ずる団体が使用する場合

(2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合

(3) 報道関係機関以外（機関紙や地方広報紙等）で、市長がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合

(4) 掛川市、掛川市教育委員会の主催又は共催の事業において使用する場合

(5) 前項に従い、市長より承認を受けた商品について、当該商品に関連した広告・宣伝に使用する場合

(6) その他市長が特に認める場合

(使用承認審査)

第3条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、次項の基準に従い、その内容を審査する。

2 デザイン等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長はこれを承認しない。

(1) 市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れのある場合

(2) 特定の政治、宗教、選挙の活動に利用される恐れのある場合

(3) 特定の個人又は団体を市が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用される恐れのある場合

(4) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合

(5) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合

(6) 別に定める『「茶のみやきんじろう」デザイン使用マニュアル』に従って使用しない恐れが

ある場合

(7) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合

(8) その他、承認することが不相当と認められる場合

(デザイン等の使用承認)

第4条 市長は、前条の審査の結果、当該使用が市のPRに寄与すると認めたときは、使用を承認する。この場合において、市長は、使用承認を受けた者（以下「使用者」という）に対して、承認番号を付した掛川市公式キャラクター「茶のみやきんじろう」デザイン等使用承認書（様式第3号）を交付するものとする。

2 市長は、前条の規定により、使用の承認をしない場合、掛川市公式キャラクター「茶のみやきんじろう」デザイン等使用不承認通知書（様式第4号）を交付するものとする。

(使用の範囲)

第5条 使用者は、デザイン等の承認を受けた商品及び景品（以下「物品」という。）本体並びにそのパッケージ及び当該物品の広告物等においても使用することができる。

(使用料等)

第6条 デザイン等の使用者に対するデザイン等の使用料は、無料とする。

(使用期限)

第7条 デザイン等の使用承認期限は、原則として、第4条第1項により使用承認を受けた日から翌年度末までとする。ただし、市長は、使用形態を考慮し、相当と認めるときは、この限りではない。

(デザイン等の適正使用及び著作権の表示)

第8条 使用者は、デザイン等の使用に関して、デザイン等のイメージ及び信用性等を損なうことがないように適正に使用するとともに、物品の安全性及び品質についても十分な配慮をしなければならない。

2 使用者は、物品に関して、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他各種法令を遵守しなければならない。

3 市長は、使用者のデザイン等の使用方法がデザイン等のイメージ及び信用性を損なうおそれがあるとき、又はJAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令に違反するおそれがあるときは、使用者に対し、是正を求めることができる。

4 デザイン等を使用する者は、物品又はそのパッケージ及び当該物品の広告物等に付されたデザ

イン等の脇、その他適切な位置に、それが市の著作物であることを示す「○掛川市(承認番号)」を表示しなければならない。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

(デザイン等の名称)

第9条 デザイン等の名称は「茶のみやきんじろう」、「きんじろうくん」又は「茶きんちゃん」とし、使用者は、それ以外の名称を使用してはならない。ただし、名称の前に「掛川市公式キャラクター」を付することができるものとする。

(同一性の保持等)

第10条 使用者は、物品の意匠について、別に定める『掛川市公式キャラクター「茶のみやきんじろう」デザイン使用マニュアル』に従うものとし、本来の意匠との同一性を損なわないようにしなければならない。

2 使用者は、デザイン等の使用に関して、市の信用を害することがないように努めなければならない。

3 使用者は、物品が、市が製造又は販売する物品であると誤認されるおそれがないように必要な配慮を行わなければならない。

4 物品が、市が製造又は販売する物品であると誤認されるおそれがあると市長が認めた場合は、市長は、使用者に対し、デザイン等の使用中止又は使用方法の是正を求めることができる。

(物品の確認)

第11条 使用者は、商品の発売前に、第4条第1項に定める市長の承認を受けた物品の完成品を市長に提出しなければならない。ただし、物品の性質上の理由などで、完成品を提出することが困難な場合は、協議の上、イメージデータの提出等に代えることができる。

2 市長は、前項による確認の結果、物品が適正でないと認める場合は、使用者に対して、是正を求めることができるものとし、使用者は速やかにこれに応じ、市長の承認を受けなければならない。

3 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(報告義務)

第12条 市長は、使用者に対し、デザイン等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができ、使用者は速やかにこれに応じなければならない。

2 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長に対して、直ちにその旨を書面により通知しなければならない。

(1) 使用者の住所又は所在地、代表者、商号等の変更をしようとするとき

(2) 株主構成又は役員構成等の組織に関する大きな変更をしようとするとき

(3) 使用者の解散、合併、減資、営業の全部又は一部の譲渡又は譲受、会社分割の決議その他これに類する変動が生じたとき

(4) 前各号に定めるもののほか、市との関係に重大な影響を及ぼすおそれのある事実が生じたとき

(第三者に対する承認)

第13条 市長は、既に使用者に対して承認した商品等と同一又は類似の商品等に対して承認をすることができる。この場合において、使用者は、市長に対して、当該承認について何らの異議を述べることはできない。

(権利設定の禁止)

第14条 使用者は、デザイン等について、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し又は承継させてはならず、承認にもとづくデザイン等の使用权を第三者に対し再承認してはならない。

(資料の貸与)

第16条 市長は、使用者から、物品開発の参考とするため、意匠等に関する資料の提供を求められた場合は、事業に支障となる場合又はそのおそれがある場合を除き、使用者にこれを貸与することができる。

2 使用者は、貸与を受けた資料を、善良な管理者の注意をもって使用するものとし、物品開発の参考とする以外の目的に使用し、又は無断で第三者に転貸し、もしくは使用させてはならない。

3 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与を受けた資料を直ちに市長に返却しなければならない。

(1) 物品の製造又は販売を終了した場合

(2) 業務上の必要により、市から資料の返却を求められた場合

(3) 承認が取り消された場合

4 使用者の故意又は過失によって、貸与を受けた資料が滅失もしくはき損し、又はその返却が不可能となった場合は、使用者は、市長の指定する期間内に、これを原状に復して返却し、又は返却に代えて、その代品を納め、若しくは市に与えた損害を賠償しなければならない。

(承認内容の変更)

第17条 使用者が使用承認の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ掛川市公式キャラクターデザイン等使用変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(著作権侵害行為への対処)

第18条 市長及び使用者は、第三者によるデザイン等の著作権の侵害行為を知った場合、相互に相手方に通知するとともに、双方協力して侵害行為に対処するものとする。この場合において、市長は使用者と協議のうえ、使用者のデザイン等の使用が円滑になされるよう、必要な手続をとるものとする。

(権利侵害の主張への対処)

第19条 使用者は、デザイン等の使用に関して、第三者から権利侵害等の主張があったときには、速やかに市長に通知しなければならない。

2 前項の場合、市長及び使用者は協力して第三者からの主張に対処するものとする。

(紛争の解決)

第20条 使用者は、第5条に基づく使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、市に対し何ら迷惑をかけないものとする。

(使用者の物品に対する責任)

第21条 使用者の物品の安全性、品質等については、すべて使用者が責任を負い、市に対し何ら迷惑をかけないものとする。

(製造の委託における管理監督責任)

第22条 使用者は、物品の製造を第三者に委託しようとする場合は、受託者がこの要領の各条項に違反することがないように管理監督責任を負わなければならない。

2 受託者の違反行為により市が損害を受けた場合は、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第23条 使用者の物品の構造上、製造上その他の瑕疵により第三者が損害を受け、その結果、市長が当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用を支出した場合は、使用者は、市長に対して、直ちにその費用を弁償しなければならない。

(承認の取消)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合又はそのおそれがある場合は、書面による通知により、直ちに使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者が自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手が不渡処分を受けたとき
- (2) 使用者が公租公課の滞納処分を受けたとき
- (3) 使用者が自らの債務不履行により、差押え、仮差押え、仮処分等を受けたとき
- (4) 使用者が破産申立て、民事再生若しくは会社更生の申立てをなし、又はこれらの申立てを受

けたとき

- (5) 使用者が解散、合併又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議し、それによってこの要領の遵守に支障が生じたとき
- (6) 使用者が監督官庁から営業の取消し又はそれに準ずる処分を受けたとき
- (7) 使用者が第8条第3項、第10条第4項又は第11条第2項による是正の求めに応じなかったとき
- (8) 使用者がこの要領の各条項に違反したとき
- (9) 使用者が重大な背信行為を行ったとき
- (10) 前各号に定めるほか、使用者によるこの要領の遵守が困難であると認められる相当の事由があるとき
- (11) デザイン等に関する掛川市の権限の行使に支障が生じたとき

2 使用者は、承認が取り消された場合は、自己の責任と費用負担において、使用承認に基づいて製造した一切の物品の販売等を停止し、又は廃棄処分しなければならない。

3 承認の取消しにより、掛川市又は第三者に損害賠償、訴訟費用その他の費用が生じた場合は、使用者はその費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第25条 市長及び使用者は、承認に関し知り得た相手方の営業上の秘密を保持し、第三者に漏らしてはならない。承認期間終了後においても同様とする。

2 市長及び使用者は、自己の従業員その他の者に、前項の規定による義務の履行を遵守させなければならない。

(承認終了後の処理)

第26条 承認期間が終了した場合の使用者の在庫物品については、使用者は、承認期間終了時から6か月以内に限り、販売することができる。

(要領の改正)

第27条 市長は、この要領を改正することができる。この場合、デザイン等の使用条件その他使用に関する事項は、改正後の要領が適用される。

(その他)

第28条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年8月12日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年7月22日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年6月10日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

掛川市公式キャラクターデザイン等商品用使用承認申請書

（あて先）掛川市長

令和 年 月 日

住所（〒 ）		
企業、団体等の名称		代表者
部署名・氏名	Tel	FAX
	E-mail ※承認後、画像データをメールでお送りしますので、必ずご記入ください。	

1 下記のとおり申し込みます。

使用予定デザイン番号	
使用する商品の種類・品種	
商品名	
販売予定価格（税込み）	
販売想定数	
販売予定期間（使用予定期間）	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
販売場所	

2 掛川市公式キャラクター「茶のみやきんじろう」デザイン等使用要領の内容を理解し、同要領に従うことに同意します。

添付書類

- ・企業・団体等の概要がわかる書類
- ・企画・デザインラフ案（様式自由、判型はなるべく A 4）

本申請にあたり、以下を誓約します。

- ・掛川市公式キャラクターデザイン等使用承認申請書、その他提出書類の内容はすべて事実と相違ありません。
- ・掛川市公式キャラクターデザイン等使用承認の審査結果について一切異議申し立てはいたしません。
- ・その他定めのない事項については、掛川市の指示に従います。

掛川市記入欄

受付日	回答日・可否	承認番号	連絡先
／	可 ・ 不可		掛川市役所 市長政策室 シティプロモーション・移住促進係 〒436-8650 掛川市長谷一丁目 1 番地の 1 TEL：0537-21-1209

様式第2号（第2条関係）

掛川市公式キャラクターデザイン等一般使用承認申請書

（あて先）掛川市長

令和 年 月 日

住所（〒 — ）		
企業、団体等の名称（個人の場合は名前）		代表者
部署名・氏名	Tel	FAX
	E-mail ※承認後、画像データをメールでお送りしますので、必ずご記入ください。	

1 下記のとおり申し込みます。

使用するもの	
数量	
使用予定デザイン番号	
使用期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2 掛川市公式キャラクター「茶のみやきんじろう」デザイン等使用要領の内容を理解し、同要領に従うことに同意します。

添付書類

- ・デザインラフ案（様式自由、判型はなるべくA4）

本申請にあたり、以下を誓約します。

- ・掛川市公式キャラクターデザイン等使用承認申請書、その他提出書類の内容はすべて事実と相違ありません。
- ・掛川市公式キャラクターデザイン等使用承認の審査結果について一切異議申し立てはいたしません。
- ・その他定めのない事項については、掛川市の指示に従います。

掛川市記入欄

受付日	回答日・可否	承認番号	連絡先
／	／ 可 ・ 不可		掛川市役所 市長政策室 シティプロモーション・移住促進係 〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1 TEL：0537-21-1209

第 号
年 月 日

様

掛川市長

掛川市公式キャラクター「茶のみやきんじろう」デザイン等
使 用 承 認 書

掛川市公式キャラクター「茶のみやきんじろう」デザイン使用について、次のとおり承認したので、使用要領第 4 条第 1 項の規定により、下記条件を付けて承認します。

承認年月日	年 月 日
承認番号	

【使用条件】

1. 使用者は、デザイン等使用要領第 12 条の規程により、デザイン等使用した物品の完成品(カラー写真可)を遅滞なく提出すること。
※写真の場合は、キャラクターの名称、許可番号等が分かる資料をお願いします
2. 市長は、物品による確認の結果、デザイン等の使用が適正でないと認める場合は、使用者に対し、是正若しくは、使用の停止を求めることが出来る。

掛川市長

使用不承認通知書

不承認の理由

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、掛川市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。

掛川市公式キャラクターデザイン等使用変更承認申請書

（あて先）掛川市長

年 月 日

住所（〒 — ）		
企業、団体等の名称		代表者
部署名・氏名	Tel	FAX
	E-mail	

1 下記のとおり、変更を申し込みます。

なお、使用条件に違反した場合は、承認の取り消しまたは使用物件回収の要求等を受けても異議ありません。

承認番号 ※使用承認書に記載された番号	
使用する商品の種類・品種	
商品名	
販売価格（税込み）	
販売想定数	
販売予定期間（使用予定期間）	年 月 日 ～ 年 月 日
販売場所	

添付書類

- ・変更後のデザイン（デザイン変更の場合）

本申請にあたり、以下を誓約します。

- ・掛川市公式キャラクターデザイン等使用変更承認申請書、その他提出書類の内容はすべて事実と相違ありません。
- ・掛川市公式キャラクターデザイン等使用変更承認の審査結果について一切異議申し立てはいたしません。
- ・その他定めのない事項については、掛川市の指示に従います。

掛川市記入欄

受付日	回答日・可否	承認番号	連絡先
／	可 ・ 不可		掛川市役所 市長政策室 シティプロモーション・移住促進係 〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1 TEL：0537-21-1209